

# 社会福祉法人春風寮

## 平成31年度事業計画書

- I 社会福祉法人 春風寮
- II 組織図
- III 児童養護施設 春風寮
- IV 児童家庭支援センター はるかぜ
- V 相談支援センター あおぞら

平成31年4月1日

## 平成31年度 社会福祉法人春風寮 事業計画

### I 社会福祉法人春風寮本部

#### 1 基本理念

子どもは世の宝であり、どのような環境にあらうとも、心身ともに健やかに成長・発達していくよう見守り支援していくことは、社会の責務である。しかし、子どもは自分で親や家庭を選ぶことはできず、また、環境を改善していくことも困難である。家庭環境に恵まれない児童や、さまざまな問題を抱える児童には、愛情とよりよい環境が与えられれば、社会に貢献できる人間に成長していく。

社会福祉法人「春風寮」は、一人ひとりの子どもが、将来自立した社会人として成長できるよう、よりよい環境を提供し、愛情と必要な支援を行うとともに、その専門性を活かして地域の児童や家庭を支援していくことを使命とする。

#### 2 本年度の重点方針

現在の社会福祉、とりわけ児童福祉を取り巻く社会環境は、極めて厳しい状況に置かれており、様々な改革が行われてきている。

国では来たる10月に消費増税が予定され、社会福祉の拡大・充実を目指しているが、この展開を注意深く見ながら迅速な対応を進めていく。

さらに社会福祉法人春風寮として、従前から目指してきた「地域に根差した社会福祉法人」として、子どもを主体とし、児童や子育て家庭を支援するための取り組みを一層強力に推進していく。

具体的には、

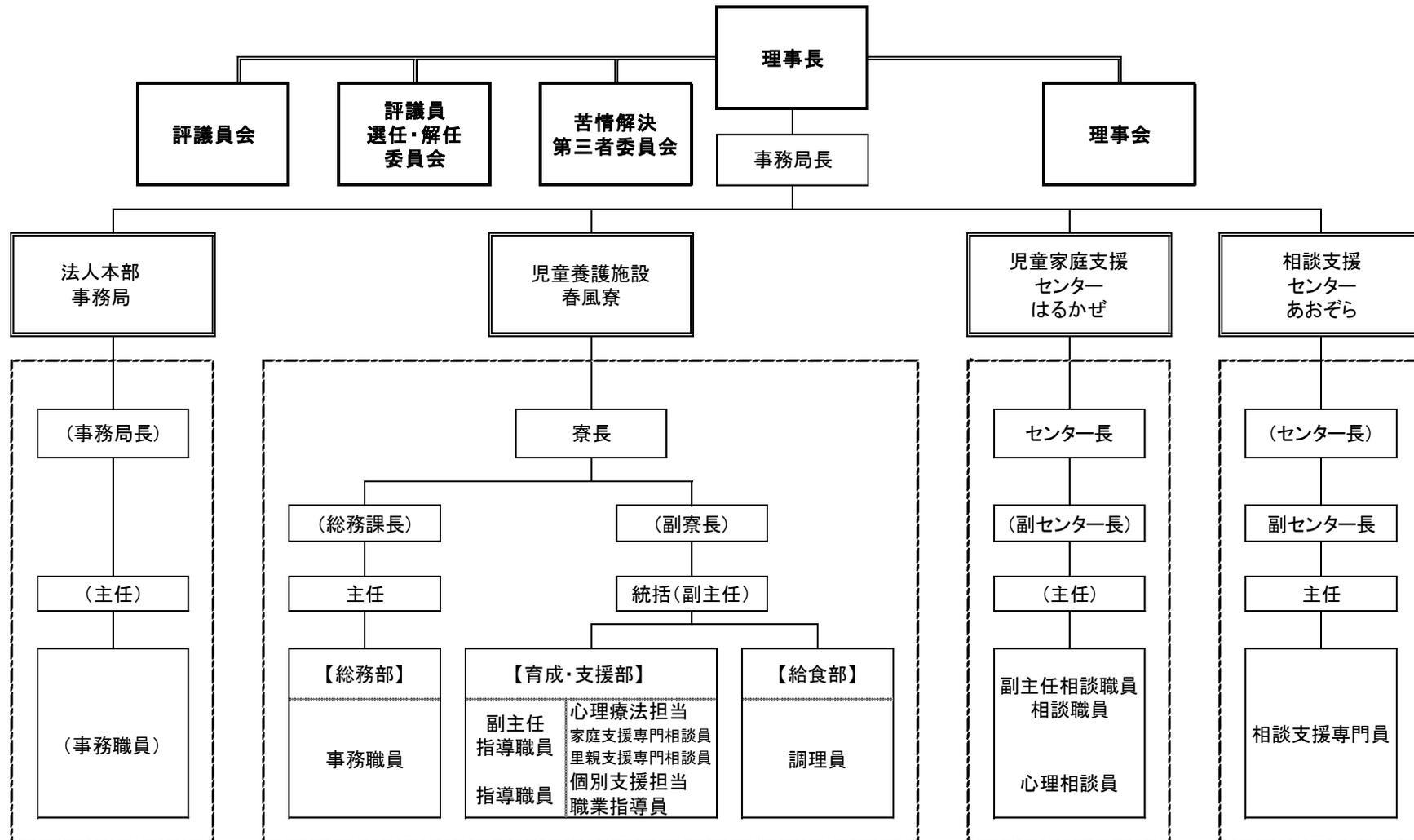
- ①地域における子どもたちにかかるニーズの積極的な掘り起し
- ②このニーズに対して、地域に立脚した社会福祉法人「春風寮」の活動と、他の組織・機関との連携や役割分担の明確化
- ③その円滑な推進のための人材の育成、財政的基盤の強化
- ④的確なガバナンスの強化と徹底したコンプライアンスの実行等の取り組みを行う。

#### 3 役員会開催計画

- ① 評議員会 6月、10月、3月
- ② 理事会 6月、9月、12月、3月

II 社会福祉法人春風寮 組織図

平成31年4月1日



### Ⅲ 児童養護施設春風寮

#### 1 運営理念

春風寮（以下「寮」という）は、児童福祉法第41条に規定されている児童養護施設であり、18歳未満の保護者のない児童、虐待される等、環境上養護を要する児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的としている。入所児童（以下「児童」という）の多くは、保護者から虐待を受ける等の家庭環境等、様々な問題を抱えており、児童の養護にあたっては、児童の経験してきた養育環境、生得的特性に十分配慮する必要がある。

児童は、寮に入所後、様々な生活場면을体験していく中で、自分の課題を見つけ、解決を目指すことにより自立への道を進んでいく。

寮職員（以下「職員」という）は、児童が目標を達成するために、適切な支援を行っていかねばならない。職員は児童の養護を行うにあたっては、児童の人権を守り、安全・安心を確保し、「あたりまえの生活」を通じて、一人ひとりの児童が、身体的、精神的、社会的に成長、発達できるよう支援し、人間的成長を総合的に促進していく必要がある。

また、それぞれの児童について、現在と将来にわたる最善の利益の確保に努めていく。そのためには、「児童養護施設運営指針」を基本として、社会のニーズに的確に対応できる施設運営を図る。

#### 2 施設の概要

##### (1) 施設の種類・名称

児童養護施設 春風寮

##### (2) 施設の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻55番地の1

TEL 054-624-7402

FAX 054-625-2290

E-mail [shumpu@shumpu.or.jp](mailto:shumpu@shumpu.or.jp)

##### (3) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

##### (4) 事業開始年月日

昭和23年12月21日

##### (5) 定員

35名

### 3 施設運営方針

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援をする。

- (1) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
  - ・ 職員は高い専門性に基づく深い洞察力をもって子どもを理解し、受容的な態度で寄り添い、子どもの課題把握に努める。
  - ・ 被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛や怒りを理解する。
  - ・ 子どもが表出する感情言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- (2) 子どもの基本的欲求の充足が、日常生活を通してなされるよう養育・支援する。
  - ・ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、職員と子どもが個別に触れ合う時間を確保する。
  - ・ 子ども一人ひとりの充足すべき基本的欲求を把握する。
  - ・ 基本的欲求の充足において、子どもの希望や子どもと職員との関係性を重視する。
  - ・ 職員は、基本的欲求の充足のプロセスにおいて、子どもとの関係性をより深める。
- (3) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
  - ・ つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成し自己を向上発展させられるよう養育・支援する。
- (4) 子どもの発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
  - ・ 年齢や発達段階に応じた図書や、玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
  - ・ 幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
  - ・ 子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障する。
- (5) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。
  - ・ 職員の指示や声かけは適切に行い、穏やかで秩序ある生活が営めるようにする。
  - ・ 普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
  - ・ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育・支援する。
  - ・ 子どもが社会生活を営む上での必要な様々な知識や技術を日常的に伝え、子どもが生活技術や能力を習得できるよう養育・支援する。

## 4 職員行動指針

私たちは、子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権守り、育む責務がある。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育を行ない、子どもの最善の利益の実現をめざす。

1 私たちは、子どもの利益を最優先した養育を行なう。

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開する。

2 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします。

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重に努めます。

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援する。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたす。

4 私たちは、子どもと家族との関係を大切にしたい支援を行なう。

関係機関、団体と協働し、家族との関係調整のための支援を行ない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続して支える。

5 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します。

子どもの安全な安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持に努めます。

6 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます。

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上を図ります。

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研さんに努め、養育と専門性の向上を図ります。

8 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます。

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働に努めます。

施設の持つ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援に努めます。

10 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上に努めます。

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任を持ち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任に基づく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営に努めます。

【全国児童養護施設協議会倫理綱領】

## 5 中・長期計画の推進

### —児童福祉法改正と新しい社会的養育ビジョン—

平成23年に「社会的養護の課題と将来像」が示され、家庭的養護の推進として、小規模化の計画的な推進について、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が示された。推進計画では、平成27年度から平成41年度までの15年間とし、5年ごとに見直しを行うとしていた。

その後、平成28年の児童福祉法の改正により、児童福祉法の理念が大きく変わった。子どもが権利の主体であることを位置付けられたこと。養育の第一義的責任が保護者にあること。児童が家庭において健やかに養育されるように、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとされた。それが適当でない場合には、できるかぎり、児童養護施設等における小規模グループケアなど、良好な家庭的環境で養育されるよう必要な措置を講ずるとされた。

平成29年8月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン（以下「ビジョン」という）が取りまとめられた。これは、児童福祉法の改正で示された理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が示された。

主なものは、家庭養育優先の取組として、保護者支援（ファミリーソーシャルワーク、家族の再統合支援等）、家庭における養育環境と同様の養育環境として、養子縁組・特別養子縁組の活用、里親やファミリーホームの養育推進等、良好な家庭的環境（小規模型施設）の養育として、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの推進等が示されている。施設養育は、就学前の子どもの施設への新規措置停止、施設入所期間の限定化等の課題が示された。今後、施設は概ね10年程度で実現することを念頭に、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、生活単位、入所期間等の施設改革にどう向き合うかが課題となっている。

小規模かつ地域分散化は、家庭養育の代替えとして期待され、併せて、ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実も求められている。社会的養護の課題と将来像の中で示されていた方針である施設内ユニット運営は、今回の改正で、10年以内に地域分散化の方向に転換することが求められている。小規模かつ地域分散化の例外として、生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制の充実も示され、入所児童の早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進が言われている。

小規模かつ地域分散化は、職員に高いコミュニケーションスキルや生活スキルが求められるが、質の高いケアを継続するためには、十分な養育力をもった人材の十分な配置等多くの課題もある。また、先輩や同僚の仕事を見て学ぶことや、仕事への助言を受けることが難しくなること等、職員の専門性の向上も求められる。

また、国が推奨する本体施設のあり方や分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の開設等にかかる問題もあるので、施設の小規模かつ地域分散化の推進は、今後の国の動向等を見極めながら対応していく。

## 6 重点方針

### (1) 施設運営の質の向上

社会福祉法で「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、社会福祉事業の共通の制度として「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。平成24年度、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であることから第三者評価制度の実施が義務付けられた。

第三者評価は、評価基準に沿って自己評価を行い、施設職員全体で、施設運営を振り返り、できていること、できていないことを確認し、事業運営における問題点を把握し、質の向上に結びつけることが目的である。

寮は、平成26年度、平成29年度と第三者評価を2回受審している。平成30年度、『質の向上ワーキンググループ』を設置し、評価結果を受けて施設として改善が求められる事項について、評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、マニュアル類の見直し等の取組みを進めていく。

### (2) 養育の質の向上

寮に入所してくる児童は、様々な問題を抱え、家庭復帰や社会的自立のためには、個々の児童の成育歴や家庭環境などから、それぞれの児童の状況と課題を的確に把握し将来的に「あたりまえの生活」ができるための支援を強化していく必要がある。

養育にあたる職員は、子どもと大人の関係、子ども同士の関係等、子どもが、社会性・協調性を身につけることができるように様々な工夫をすることが必要である。職員は、経験によって得られた知識と技能を養育過程の中で見直し、子どもの生活をトータルに捉える等、専門性をより高めることで養育の質の向上に努めていく。

寮としては、子どもの人格と人権を尊重し、子どもの最善の利益を最優先する養育を保障するために、『人権擁護のためのチェックリスト』を活用して自己点検を行っている。平成30年度、法人として試行した『職員勤務評価制度』でも自己目標を設定するなど、子ども一人ひとりに丁寧な養育を行うために、職員は自らの養育について自己評価することで、さらに養育の質の向上を図っていく。

### (3) 職員の資質の向上

寮が目指す養育・支援を実現するため、職員の質の向上に向けた体制を整える。養育支援の技術や知識については、施設の運営に直接関わるため、知識や援助技術の質を高めるために施設内外の研修を体系的、計画的に実施し、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。また、職員の質の向上のために、スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員の援助技術の向上に努める。

職場内研修としては、具体的な業務を実践するなかで、それぞれの立場の職員が、新任職員等にノウハウを伝達することや児童相談所職員等とのケース検討会等により、情報の共有化、支援方法の構築、専門性の向上等を図る。

職場外研修としては、新任職員、中堅職員、スーパーバイザー等、職員の専門性を高めるために外部機関の主催する研修に参加する。中でも、児童養護施設協議会、社会福祉協議会、子どもの虹情報研修センター等の特定の研修機関が実施する研修には、階層別、職種別に受講者を選定し受講派遣を行うなど、職員の資質向上を図る。

## 7 子どものための事業計画

### (1) 子ども一人ひとりの権利擁護

寮という集団生活においても、子ども一人ひとりが抱える課題はそれぞれであり、その解決に向けての取り組みもそれぞれ異なるので、子ども一人ひとりの養育は個別支援の対応が求められる。職員一人ひとりが、それを十分に認識し、子どもの健全な暮らしを保障することに努めなければならない。

寮運営全般としては、第三者評価の受審で出てきた課題について、ワーキンググループで協議し職員の共通理解を図り、安心安全な生活ができるように努める。子どもの権利擁護を意識し、権利ノート、意見箱、こども会議の他、子どもとの面談等、子どもたちの意見表明する機会、子どもに向き合う姿勢を大事にする。

施設入所の際には、事前に施設見学や施設生活の説明をするなどの機会を設けることや、施設入所の目的を確認し、子ども個々の支援につなげるなど、今まで以上に子どもの権利擁護を意識した寮運営を推進する。

### (2) 子ども一人ひとりの自立支援計画

自立支援計画は、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の到達点や道筋を示し、子ども一人ひとりの健全な成長発達を保障する。自立支援計画票は、子ども本人からの聴き取り、児童相談所からの情報・援助計画等を基に作成し、支援方針を明確化する。個々の子どもの支援方針が決まったら、それに基づいて支援開始するが、概ね6ヶ月毎に評価、方針の再検討を行う。定期的な見直し以外にも、支援方針が大きく変更する場合や目標達成が困難な状況等で必要に応じてケースカンファレンスを実施する。自立支援計画の進行管理をすることで、支援内容、支援方法、支援の優先等、支援の質が向上する。

寮では、家庭引き取りを念頭に子どもの支援をするが、保護者との再統合ではなく、本人の社会自立を目指す子どももいる。それぞれの子どものニーズに応じた支援を念頭に、個別ケアの充実を図り、それぞれの子ども一人ひとりに応じた養育の実現を目指す。

### (3) 子ども一人ひとりの社会的自立支援

社会的養護に関わる子どもの社会自立に向けた支援は、徐々に拡充してきた。公私立高校卒業までの支援だけでなく、進学を望めば大学、専門学校等の道も開かれてきた。また、退寮した後、不安のある場合は、寮のアフターケア以外に「社会的養護自立促進事業」制度等の取り組みも始まった。

寮では、高校生のアルバイト体験、はるかぜ建物を利用した自活生活訓練等、子どもの社会的自立支援の取り組みをしており、担当職員、グループ職員以外にも家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、職業指導員等がそれぞれの立場で支援している。

特に、保護者の援助が得られない子どもの場合は、進学・就労の支援等で苦慮することが多いため、児童相談所と早めに協議をして将来に備えるようにしている。このようなケースを含め、要保護児童の社会的自立支援は、それぞれの子どものケアニーズを十

分把握した上で、寮としての役割を認識して対応する。

## 8 施設運営のための事業計画

### (1) 養育支援体制の強化

現行は小規模ケア体制ではないが、男女棟ユニット運営体制（中舎）に改善したことで、宿直体制が強化され、子どもたちの生活に安心感が増している。グループ職員のチーム意識が高めるだけでなく、夜間の負担感が軽減され、全体的に落ち着いてきた。

男女棟ユニットの職員を固定したことで、子どもと職員の関係が深まったこと。また、夜間の職員体制が各ユニット1名となり、職員の負担が減少した以外に、緊急時には、職員が複数いることで対応に余裕が持てるようになった。

平成29年度に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、今後の施設養護のあり方が言われている。その中で養育単位を小規模化することは、子どもとの個別的な関係を重視したケア等に取り組むことで、よりよい養育環境の実現を目指すものであるが、小規模グループケア体制で配置される職員は少人数であり、一人ひとりの職員に求められる役割が多くなる等負担感が増すことが予想される。入所する子どもは、ケアニーズが高い子どもを想定すると、将来のために職員のスキルアップを図ることが必要となる。

グループケア体制は、子どもとの課題が明確になる等、職員の力量が問われることになる。養育支援スキルは、グループ制から学ぶものが大きい。支援部職員を含むスーパーバイザーの役割が重要になる。また、小規模ケアでは、養育支援にあたる職員の意思統一がより重要になるので、将来に備えて支援体制の強化を図る。

### (2) 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化への対応

施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化については、社会的養育ビジョンで方向性が示されている。前段の小規模かつ地域分散化については、入所児童の動向や県中部地域のなかでの役割等を踏まえて研究、検討していく。後段の高機能化及び多機能化については、児童家庭支援センターはるかぜが地域支援を行っているが、施設の持つ専門機能との関係や活用について検討していきたい。

今後の推進については、国県の動向を見極めながら、当面、養育の質の向上につながることから取り組んでいく。

平成31年度は、現行の体制を維持しながら、将来の体制を見越して、「IT化等推進事業」を活用し、職員の業務負担の軽減を図れるようにシステムの導入を図りたい。

#### ① 男女ユニット運営

男女ユニット運営（中舎）を継続しながら、各ユニットの独自性を高めるとともに、総務部、給食部との連携を図り、寮全体のスキルアップにつなげる。

#### ② 調理業務の強化

平成30年度から育成部、支援部職員が調理業務の補助員を行っている。育成・支援部職員が調理業務を担うことは、小規模かつ地域分散化を進めていく上での

スキルアップにもなる。併せて、休日の朝食は各ユニットで食べることを試行した。休日朝の時間に、中高生や幼児小学生が、それぞれの活動時間に合わせて食事を食べることも小集団の生活体験に繋がるものと考えられる。食べる場所が狭い等の課題はあるが、グループ活動という点では意味があるので継続する。

## 9 施設の役割と専門機能

改正児童福祉法第3条の2に示されている「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」ということに、寮としてどう対応するか。寮は、虐待を受けたことや発達障害などのために専門的なケアを必要としている子どもの養育を行うことから、施設の専門性を高めていくことが大切である。また、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイ等、地域の子育て支援等、地域支援の機能を高めていくも併せて大切なことから、児童家庭支援センター「はるかぜ」との連携の強化を図っていく。寮の役割として、ケアワークの機能に加えて、子どもの養育と親・家族への支援・援助というファミリーソーシャルワークの機能を充実し、関係機関との連携を深めていくが増々必要になってくる。

課題を抱えている児童や保護者等に対し、専門的な知識、技術を有している職員が支援を行う。

### (1) 心理療法担当職員

被虐待、発達障害、保護者との関係、長期施設入所などの問題により、性格や対人関係に課題を抱えてしまっている。それゆえ、現在の施設生活・学校生活において支障をきたしてしまう児童は少なくない。一对一の個別心理面接の他、小集団の環境を提供し、心理的発達を促す等、現在抱えている各種の課題に向き合い、取り組んでいけるように心理的援助をする。その他、児童への支援だけでなく、入所児童と担当職員の関わりをサポートすること、指導職員への助言・指導も実施する。

### (2) 家庭支援専門相談員

児童相談所と密接に連携しながら、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童の早期の家庭復帰や家族再統合を目指して、面接や訪問による助言や指導を行う。また、児童が家庭復帰した後にも保護者等への相談援助を継続し、児童の生活の安定を図る。

### (3) 里親支援専門相談員

「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭と同様の養育環境への継続的支援の強化として里親制度の拡充が言われている。要保護児童の養育を施設養護から家庭養護中心にしていく方針が示されている。寮児童の場合もニーズを踏まえて里親委託を推進するとともに、児童相談所の業務を受託した里親支援機関の「はるかぜ」と連携し、地域の里親支援を行う。

#### (4) 職業指導員

児童の基礎的な就労能力、就労態度、就労意欲の醸成等、児童がその適性、能力に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援する。

併せて、退寮児童の安定的な自立生活を支援する。

10 平成31年度 年間事業・行事計画

	施設事業		こども行事			
	会議	関係機関等会議・研修・その他	施設内行事・事業	学校関係	地域・関係団体行事	
4	【施設内会議】 職員会議 代表者会議 指導会議 給食会議 男子棟会議 女子棟会議  【支援関係】 ケースカンファレンス お話の時間 グループ治療 ショートルプラン 学習支援  【施設内行事】 地域清掃 避難訓練  【県養護協会等】 児童養護施設長会議 福祉研究部部会 指導員・保育士の部会 事務職員部会 心理職員部会 里親支援員部会 家庭支援員部会	辞令交付 面接スキルトレーニング	【施設主催】 こども会議 お誕生日外出 お食事会	お花見会	入学式 始業式 授業参観 家庭訪問	児童福祉施設絵画展
5		里親と施設の懇談会 新任職員研修(外部) 子ども虐待防止セミナー(外部)		子どもの日 春の遠足 連休一時帰宅	健康診断 運動会(小学校) 修学旅行(中学校) 親子遠足(幼稚園)	お菓子作り慰問(菓子組合)
6		児童相談所との連絡会(自立支援計画) 新任職員研修(外部) 和田中学校との連絡会 関プロ児童養護施設研究協議会		【慰問など】 ギター教室 英語で遊ぼう	蛍狩り 健康診断	部活動中体連(中学校) 交通安全教室(小学校)
7		明治安田こころの健康財団職員研修 子どもの虹情報研修センター職員研修	夏祭り 中高生調理実習		授業参観 終業式 夏季休業	
8		和田小学校との連絡会 SBI子ども希望財団職員研修 社会福祉施設等職員防災研修 県立施設支援技術研修	【保健衛生】 健康診断 身体測定 理髪		夏季一時帰宅 キャンプ 寮内オセロ大会 小学生クッキング教室	
9		大富幼稚園との連絡会 静岡県総合防災訓練		お月見会	授業参観 体育大会(中学校)	焼津市「ふれあい広場」 紙飛行機慰問(里親会)
10		全国児童養護施設長研究協議会 全国児童養護施設職員研修(静岡)		健康診断	文化発表会(中学校) 運動会(幼稚園) 終業式 始業式	一日里親(みかん狩り招待) 共志連秋祭り 公民館祭り
11		静岡県社会福祉施設総合防災訓練 児童虐待防止静岡の集い 児童養護施設職員指導者研修	七五三 インフルエンザ予防接種	修学旅行(小学校)	秋季文化交流オセロ大会	
12		児童相談所との連絡会(自立支援計画) 社会的養護を担う児童福祉施設長研修	クリスマス会 餅つき 冬季一時帰宅	三者面談 冬期休業	クリスマス会慰問	
1		児童権利擁護推進研修		わかしおっ子(小学校)	県児童施設冬季球技大会	
2		児童相談所との連絡会(自立支援計画)	節分豆まき おやつ作り	私立高校入学試験 授業参観	凧つくり慰問(カトリック教会)	
3		次年度採用新任職員研修(内部)	ひな祭り 卒業を祝う会 中高生調理実習 小学生クッキング教室	公立高校入学試験 卒業式 終了式 離任式	子ども会歓迎会 イチゴ狩り招待(里親会)	
随時	各職種に必要な内部・外部研修 ケース会議(必要に応じ) 実習学生受け入れ 自己評価・人権擁護のための自己点検 里親研修	性教育 その他季節行事や招待行事等 病院受診(必要に応じ)				

## IV 児童家庭支援センターはるかぜ

### 1 基本方針

児童家庭支援センター「はるかぜ」は、児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設として社会福祉法人春風寮の基本理念の下、地域の児童の福祉に関する諸問題につき、児童の家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じて技術的助言その他必要な支援を行うほか、保護を要する児童又は保護者に対する支援を行う。併せて児童相談所、児童福祉施設等との連携を図ることにより、地域の児童、家庭の福祉の向上に寄与する。

その支援は、地域社会の身近なところで、気軽に、安心して相談できるものとし、地域に根差した地域福祉の拠点となることを目指す。

### 2 重点方針

地域の児童や子育て家庭のニーズをよりの確に把握し、関係機関との役割分担を明確にしていく。特に、平成28年3月に厚生労働省社会保障審議会児童部会の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の最終報告書」に基づき児童福祉法が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉の理念を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等が図られている。

加えて、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成29年8月に公表した「新しい社会的養育ビジョン」によれば、児童家庭支援センターは、里親ショートステイを調整する機能、フォスタリング機関事業の機能などを担う社会資源になり得ると謳われており、里親養育包括支援（フォスタリング）機関となり得る体制づくりが急務である。

このようなことから、児童家庭支援センターに期待される役割は更に高まるものと考えられ、とりわけ近隣市町との連携を強め、地域の潜在的なニーズに対応するための積極的な取組みを行う。

### 3 施設の概要

#### (1) 施設の種類・名称

児童家庭支援センター はるかぜ

#### (2) 施設の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻58番地

TEL 054-656-3456

FAX 054-623-1222

E-mail [jikasenharukaze@shumpu.or.jp](mailto:jikasenharukaze@shumpu.or.jp)

#### (3) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

#### (4) 設置年月日

平成25年4月1日

## 4 事業内容

### 1 社会福祉事業

#### (1) 児童家庭支援センター運営事業

##### ① 相談事業

地域・家庭からの相談に応ずる事業。地域の児童の発達、福祉に関する様々な心配や問題につき、児童の家庭や関係機関等からの相談を受け、必要に応じ心理診断等各診断を行い、助言、心理治療的関りなどの支援を行う。相談は、電話、来所、訪問等すべての形で対応する。

児童虐待が多発する中、子育て中の人々など住民への虐待防止の周知を図るため、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団の協力を得て児童虐待防止講演会を開催し、児童家庭支援センターはるかぜよりメッセージを発信する。

加えて、児童家庭支援センターの地域における認知度の向上を図る。

また、疾病等の理由により集団の中ではなじめない親子にはるかぜのプレイルームを開放することにより、ひと時の安寧を提供し相談活動の充実を図るとともに、社会福祉法人として地域への貢献活動を行う。

##### ② 市町支援事業

市町の求めに応じ、技術的助言を行い、また、市町が実施する発達支援事業に職員を派遣し必要な援助を行う。

また、近隣市町より子育て支援講座、母子等短期保護事業、心理士・児童相談員派遣事業等を受託し、子育てを支援する。

##### ③ 児童相談所からの指導委託措置の受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童や施設を退所した児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

##### ④ 里親への支援

里親支援機関A型（平成29年5月10日静岡県指定）として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する観点から、里親制度の普及啓発、研修の実施、里親委託支援、里親への訪問支援、里親の相互交流及び中部地区里親会事務局業務を行う。

加えて、平成30年度からは子どもの養育を受託していない里親を対象とした、いわゆる未委託里親等里親力向上研修事業を静岡県より受託し、子どもを受託した際に直面する様々な事例に適切に対応するため、里親の養育力を確保し、新たな里親養育を進める。

##### ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整

ア 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町、児童養護施設春風寮などの児童福祉施設、里親、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、市町保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

イ 加盟している児童家庭支援センター協議会との連携・連絡調整を行う。

- ・全国児童家庭支援センター協議会
- ・関東地区児童家庭支援センター協議会
- ・静岡県児童家庭支援センター協議会

⑥ 退所児童等アフターケア事業

社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

- ・支援コーディネーターによる継続支援計画作成
- ・生活相談の実施
- ・就労相談の実施

(2) 子育て短期支援事業

保護者が疾病、疲労その他の身体的若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に児童養護施設春風寮や里親において養育・保護を実施する子育て短期支援（ショートステイ）事業を受託し、その調整を行う。

2 公益事業

(1) 児童養護施設退所者等就業支援事業

① 有料職業紹介事業

就労を希望する求職者と労働者を求める企業（求人者）との仲介を行って、双方の要求を満たすような就労の実現を目的とするサービスを提供する有料職業紹介事業を行う。

② 生活相談・就労相談事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた23歳以上の者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合において、将来の自立に結びつけるため、個々の状況に応じて必要な支援を実施する。

平成31年度 児童家庭支援センターはるかぜ事業計画一覧表

1 社会福祉事業

(1) 児童家庭支援センター運営事業

事業名	事業内容
相談事業	(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業 (2) 児童虐待防止講演会の開催 (3) はるかぜプレイルーム開放事業「チュチュ」
市町支援事業	市町の求めに応ずる事業 (1) 吉田町子ども発達支援事業 (2) 牧之原市心理士派遣事業 (3) 牧之原市心理相談事業 (4) 焼津市子育て支援講座事業 (5) 焼津市母子等短期保護事業 (6) 市町子育て短期支援（ショートステイ）事業
児相委託事業	児童相談所からの委託による指導業務
里親支援事業	(1) 里親支援事業（啓発、研修、相談） (2) 中部地区里親会事務局業務
関係機関連携事業	関係機関等との連携・連絡調整 (1) 市町要保護児童対策地域協議会 代表者会議 (2) 市町要保護児童対策地域協議会 実務者会議 (3) 中央児童相談所総合会議 (4) 児童家庭支援センター協議会（全国、関東地区、静岡県）
退所児童等アフターケア事業	社会的養護自立支援事業（対象：18歳から22歳） ・支援コーディネーターによる継続支援計画作成 ・生活相談、就労相談

(2) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

2 公益事業

(1) 児童養護施設退所者等就業支援事業

- ① 有料職業紹介事業
- ② 生活相談・就労相談事業（対象：23歳から）

## V 相談支援センターあおぞら

### 1 基本方針

相談支援センターあおぞらは、社会福祉法人春風寮の基本理念の下、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的にかつ効率的に提供されるように配慮して行われるものとする。

### 2 重点方針

国の方針として平成 27 年度からすべての申請者について、サービス等利用計画案の提出が義務付けされ、焼津市は順調に作成率をあげているが、作成率の低調な市町がある。

あおぞらでは、地域のニーズの把握や掘り起こしを積極的に行いながら、これらに対応していく。

具体的には、対象としている地域である焼津市、吉田町及び牧之原市の計画策定を実施する。

### 3 事業所の状況

#### (1) 事業所の種類・名称

指定障害児相談支援事業者  
指定特定相談支援事業者

#### (2) 事業所の名称

相談支援センターあおぞら

#### (3) 事業の種類

障害児相談支援事業  
特定相談支援事業

#### (4) 事業所の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻 5 8 番地

TEL 054-623-2228

FAX 054-623-1222

E-mail [jigyaoozora@shumpu.or.jp](mailto:jigyaoozora@shumpu.or.jp)

#### (5) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

#### (6) 指定年月日

平成 27 年 6 月 1 日

### 4 事業内容

#### (1) 障害児相談支援

①障害児支援利用援助

- ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に障害児支援利用計画（案）を作成(アセスメント含む)
- ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画を作成する。

②継続障害児支援利用援助

- ・ 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- ・ 事業所等との連絡調整、必要に応じた新たな通所給付決定後に係る申請の勧奨

(2) 障害児(者)計画相談支援

①サービス利用支援・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画（案）を作成する。

- ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス利用計画を作成する。

②継続利用支援

- ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の奨励

平成31年度 相談支援センターあおぞら事業計画

単位(人)

市町	種別	H30計画	H31計画
焼津市	新規	16	11
	モニタリング	16	64
	更新	57	68
	小計	89	143
吉田町	新規	7	18
	モニタリング	68	41
	更新	49	29
	小計	124	88
牧之原市	新規	0	10
	モニタリング	29	32
	更新	12	22
	小計	41	64
合計	新規	23	39
	モニタリング	113	137
	更新	118	119
	小計	254	295